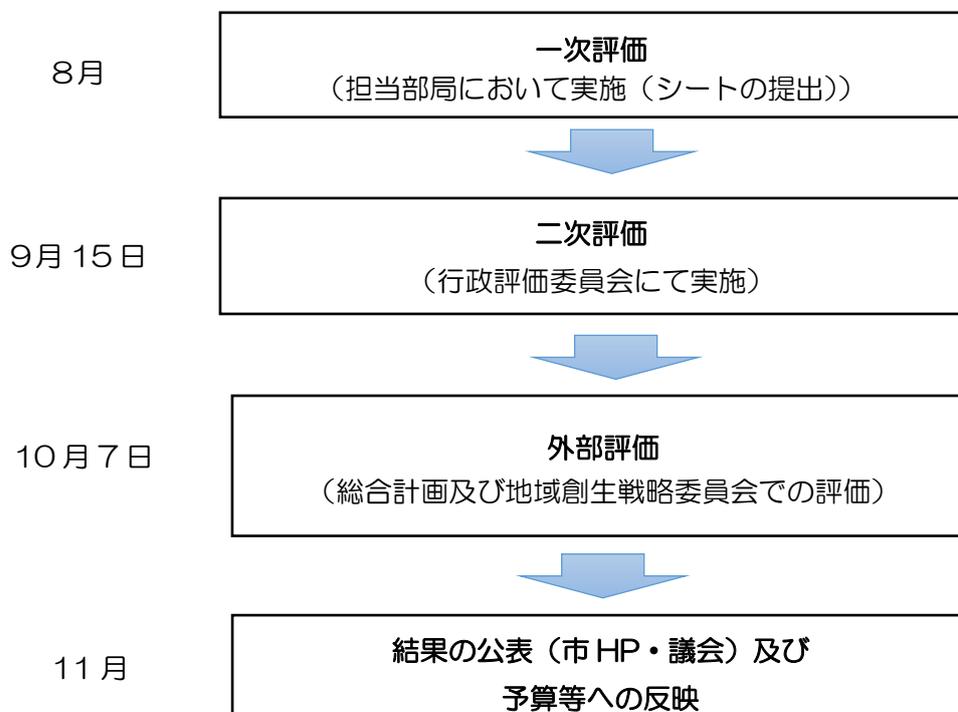


行政評価の流れについて

実施方法等

- ① 一次評価（所管部局での評価）
所管部局より検証シートの提出及びヒアリングをもって実施する。
- ② 二次評価（行政評価委員会（市長公室長・総務部長・市民生活部長・アドバイザー（兵庫県立大学教授）））
一次評価の内容について、行政評価委員会にて検証シートに基づき、担当部局出席の上行う。
- ③ 外部評価（総合計画及び地域創生戦略委員会にて実施）
一次評価及び二次評価の内容について、総合計画及び地域創生戦略委員会にて、検証シートに基づき、担当部局出席の上行う。（戦略事業評価も兼ねる。H30～実施）
- ④ 評価する項目について
前期基本計画の個別施策単位（戦略事業も含む）
- ⑤ 公表等
※ 結果については、市HPでの公開及び議会への報告を行うとともに、次年度以降の予算編成等の資料とする。

行政評価のスケジュール



令和4年度行政評価対象事業

個別施策等	事業名 ※主な事業
基本施策 12 再生可能エネルギーの活用 ①再生可能エネルギーの導入促進 【森林環境課】 【生活衛生課】	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー利用促進補助事業 ・公有財産活用太陽光発電設置事業 ・小水力発電導入推進 ・木質バイオマスの利用推進 ・未利用再生可能エネルギー導入の検討(廃棄物系バイオマス発電)等

※ 本市では、令和3年度に第3次宍粟市環境基本計画及び宍粟市地球温暖化対策地方公共団体実行計画を策定し、脱炭素社会をめざす「ゼロカーボンシティ宣言」を表明した。また、世界的にも脱炭素社会に向けた動きが加速していることから、本市の脱炭素社会に向けた取組及び今後の事業展開等について評価を行う。